第二十条第二項	戸籍抄本	二　受給代表者を変更する場合は、年金証書及び同順位者の全員の同意書	［略］	［略］
		二の二　預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の名義及び口座番号を明らかにすることができる書類（事業団が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができないときに限る。）	［略］	［略］
	戸籍抄本（事業団が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）	二　受給代表者を変更する場合は、年金証書及び同順位者の全員の同意書	［略］	［略］
		二の二　預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の名義及び口座番号を明らかにすることができる書類（事業団が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができないときに限る。）	［略］	［略］

（請求書等の特例）

第十八条の二　１・２　［略］

３　事業団に改正前私学共済法による年金である給付に係る請求書又は届書（払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号を記載するものに限る。）を提出する者は、支給を受けようとする預金口座として公金受取口座への払込みを希望する場合は、払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号に代えて、公金受取口座の払渡金融機関の名称及び口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を希望する旨を記載するものとする。

第二十条第二項	戸籍抄本	二　受給代表者を変更する場合は、年金証書及び同順位者の全員の同意書	［同上］	［同上］
		二の二　預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の名義及び口座番号を明らかにすることができる書類	［同上］	［同上］
	戸籍抄本（事業団が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）	二　受給代表者を変更する場合は、年金証書及び同順位者の全員の同意書	［同上］	［同上］
		二の二　預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の名義及び口座番号を明らかにすることができる書類	［同上］	［同上］

（請求書等の特例）

第十八条の二　１・２　［同上］

［項を加える］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和四年十月一日から施行する。

（様式の特例）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

第三条　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（経過措置）

第四条　この省令による改正後の私立学校教職員共済法施行規則第三十四条（同令第三十四条の二において準用する場合を含む。）の規定は、この省令の施行の日以後に開始する私立学校教職員共済法第二十二条第十二項に規定する育児休業等について適用し、同日前に開始した同項に規定する育児休業等については、なお従前の例による。